

# 淡路広域水道企業団水道施設整備事業評価委員会設置要綱

平成 22 年 3 月 26 日

訓 令 第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、水道施設整備事業の評価実施要領（平成 16 年 7 月 12 日付け健康発第 0712003 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、淡路広域水道企業団が実施する水道施設整備に係る国庫補助事業の事前評価及び再評価をすることにより、水道事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、淡路広域水道企業団水道施設整備事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、企業長の諮問に応じ、国庫補助事業に係る事前評価及び再評価に対する事項について審議を行い、企業長に対して意見の具申をする。

(組織)

**第 3 条** 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、企業長が委嘱する。

- (1) 水道事業に関する専門的な学識を有するもの
- (2) 地域政策に関する学識を有するもの

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

**第 5 条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者を会議に出席させ、

資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。